

■ 和光市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 和光市における生涯学習の推進に関する基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）その他生涯学習に関し、市民参加を得て積極的かつ効果的に推進するため、和光市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想等について意見提言を行うこと。
- (2) 生涯学習に関する施策等について意見提言を行うこと。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体等の団体を代表する者
- (2) 生涯学習に関し、識見を有する者
- (3) 公募による市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別

に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(公布日 平成14年6月20日)